

## 宮古島市農林水産物流通・加工実証事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業振興を促進するため、宮古島市内における農林水産物の流通・加工に関する課題解決に向けた取組を実施する事業者に対し補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、宮古島市補助金等交付規則(平成17年宮古島市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、市内に住所を有する事業者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、次に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

- (1) 農林水産物の原材料費
- (2) 農林水産物の加工に伴う人件費
- (3) 加工品の保管・運搬に要する経費
- (4) 加工に係る衛生管理体制整備に要する経費
- (5) その他市長が特に必要と認めた経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費のうち予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、宮古島市農林水産物流通・加工実証事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、宮古島市農林水産物流通・加工実証事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 補助事業者は、申請の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、宮古島市農林水産物流通・加工実証事業計画変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微なものについては、これを省略することができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して14日以内に宮古島市農林水産物流通・加工実証事業実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金額を確定し、宮古島市流通・加工実証事業補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、宮古島市農林水産物流通・加工実証事業補助金請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(概算払の請求)

第11条 補助事業者は、規則第15条ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、宮古島市農林水産物流通・加工実証事業補助金概算払請求書(様式第7号)により市長に請求するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和3年6月22日宮古島市告示第93号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年6月2日宮古島市告示第100号)

この告示は、公布の日から施行する。